(1) 登録年月日　平成二十二年三月二十六日
(2) 登録番号　関東地方整備局長　23
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社安心確認検査機構
(4) 住所　茨城県水戸市中央一丁目八番十七号
(5) 代表者の氏名　伊勢山司郎
(6) 登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地　茨城県水戸市中央一丁目八番十七号
(8) 法第十三条の評価員の氏名　田口　紘治、久貝和里江、柳沼　正男、大和　智、櫻井　勝宏、永堀　克則
(9) 役員の氏名　伊勢山司郎、牧野　吉臣、斎藤　義則、吉成　照男、舞木　善郎、柳沼　正男、圷　一博、春日　均
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　田口　紘治
(11) 評価の業務を行う区域　茨城県

○近畿地方整備局告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　和歌山県
二　都市計画事業の種類及び名称　和歌山都市計画公園事業六・五・二号紀三井寺公園
三　事業施行期間　自平成二十二年四月二十日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　和歌山県和歌山市内原字蒲原、紀三井寺字平岩、字樋先、字慶順田及び字樋先畑並びに毛見字ごまで、字下女夫岩、字蒲原、字東蒲原及び字下蒲原地内
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　和歌山県
二　都市計画事業の種類及び名称　和歌山都市計画公園事業七・五・二号秋葉山公園
三　事業施行期間　自平成二十二年四月二十日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　なし
使用の部分　和歌山県和歌山市秋葉町地内

○中国地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大竹市南栄二丁目八四三番二から山口県玖珂郡和木町五丁目一二一八番四まで	前	一二・〇〇～二七・〇〇メートル	一四・〇〇～四〇・〇〇メートル	
	後	一二・〇〇～二七・〇〇メートル	一四・〇〇～四〇・〇〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県西伯郡大山町田中字屋敷下通九三四番二から同町西坪字吹上四八三番二まで	前	一〇・二〇～一八・〇〇メートル	六二・〇〇～九二・〇〇キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一〇・二〇～一四・〇〇メートル B・C 一四・〇〇～一三二・〇〇メートル	六二・〇〇～九・一〇五キロメートル 八・四七八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大田市静間町字角山六九七番二地先官有無番地から同市温泉津町福光ロ二三五番一まで	前	A 八・〇〇～一四・〇〇メートル	二二・〇五七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 八・〇〇～一四・〇〇メートル 二一・二〇～二九一・八〇	二二・〇〇七キロメートル 二二・〇八一	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

中国地方整備局長　福田　功